



令和8年1月5日

## トピックス ～ 速報 令和8年度税制改正大綱 ～

明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。  
令和7年12月19日、与党より「令和8年度税制改正大綱」が公表されました。今号では、令和8年度税制改正大綱の概要をご紹介します。

### 【法人課税】

#### 賃上げ促進税制の廃止及び見直し

- ① 教育訓練費に係る上乗せ措置は、令和8年3月31日をもって廃止されます。
- ② 大企業向けの賃上げ促進税制については令和8年3月31日をもって廃止されます。
- ③ 中堅企業向けの措置について適用要件が見直され、令和9年3月31日をもって廃止されます。  
※中堅企業とは、常時使用する従業員が2,000人以下の法人個人で中小企業者を除くとされています。

#### 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産を40万円未満の減価償却資産（改正前30万円未満）とするなどの見直しが行われ、適用期限が令和11年3月末まで3年間延長されます。

尚、今回の改正の適用時期は、令和8年4月1日からになります。

### 【消費税課税】

#### 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者にかかる税額控除の経過措置の創設

免税事業者からインボイスを取得したため課税事業者となった個人事業者（基準期間の課税売上が1000万円以下）を対象に納税額を売上税額の3割（改正前は2割）に軽減できる新たな経過措置が期限付きで講じられます。

適用期限は令和9年及び令和10年の課税期間で、法人は除かれます。

#### 免税事業者からの課税仕入れにかかる税額控除に関する経過措置の見直し

免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げのペース・幅が見直されます（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。

尚、一免税事業者ごとの年間適用上限仕入れ額が1億円（現行：10億円）に引き下げられます。

### 【資産課税】

#### 相続等の直前に取得した貸付用不動産の評価方法の見直し

被相続人または贈与者が相続開始前または贈与前5年以内に対価を伴う取引により取得または新築した一定の貸付用不動産については、原則、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されることとなりますが、課税上弊害がない限り取得価額をベースにして地価の変動等を考慮して計算した価額の80%に相当する金額によって評価することもできます。

令和9年1月1日以後に相続等により取得した財産の評価からの適用になります。

### 【個人所得課税】

#### 青色申告特別控除制度の見直し

- (1) 55万円の青色申告特別控除について、複式簿記に加え、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行う（電子申告）ことを適用要件に加えた上、控除額が65万円に引き上げられます。
- (2) 65万円の青色申告特別控除について、対象者を上記(1)の見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行って、一定の要件を満たすものについては、控除額が75万円に引き上げられます。

夢は限りなく、努力は惜しみなく!!



明けましておめでとうございます。

今年の年賀状の挨拶は、『夢は限りなく、努力は惜しみなく』とさせていただきます。この言葉は、20年ほど前、日税連の広報部長として全国14単位会の会長インタビューをした折に、当時の四国税理士会の加地会長から教えていただいたものです。昨年末、喪中はがきをいただき、加地先生が天寿を全うされたことを知りました。合掌。

先生を偲び、改めて掲題させていただきました。小生が最も気に入っているフレーズになっております。

顧みますと、20代に税理士を夢見て、40代で独立開業、80歳を目前にしても、なお現役として本業を営み、この7月には税理士登録50周年を迎えようとしております。各々の時代に、そこその夢を持ち続けていましたが、果たしてどこまで努力を惜しまなかったか、忸怩たるものがありますが、幸いにして良き顧問先に恵まれ、職員のサポートにより大過なく事務所が運営されてきたことは有り難いものと実感しております。また、税理士業務に加えて、税理士会務においても40年以上に亘り役職を経験し、地元のみならず全国各地の秀逸な「侍」とでもいうべき人士とも交わることができました。趣味を持たない小生ながら、趣味を凌駕する人脈の広がり（15年以上に亘った大学院・大学での教鞭生活も含めて）は貴重な財産となっております。

余談ながら、昨今は「年賀状終い」の傾向が顕著になっておりますが、かつて多いときは700枚、今年でも500枚の年賀状を出しました。住所・氏名に「謹賀新年」「本年もよろしく願いいたします。」のような無味乾燥な年賀状ならともかく、100円そこそこで年に一度、その時々における心境や自身の人生観・世界観を凝縮してお伝えする機会である年賀状であればコスパもタイプも十分なものと感じております。小生としては、健康である限り、毎年、どんな言葉を伝えようかと、楽しみながら!年賀状を出し続けたいと思っております。

ほとんど病気知らずで、今日まで健康に過ごせてこられたことが、この「夢」と「努力」の基盤・土台となっていることは間違いありません。改めて、丈夫な体で生んでくれた両親に感謝するとともに、その後の十分なメンテナンス作業を担ってくれている妻を始めとする家族に、この場を借りて、御礼の言葉を表す次第です。

幸いにして、穏やかに新年を迎えることができました。改めまして、本年もよろしく願いいたします。

《<sup>わかな</sup>和奏・<sup>りょうま</sup>遼真通信》

和奏は年末年始ともバイト先のシフトの関係で帰省することができませんでした。何もそこまで義理立てしなくてもいいのではと思いつつも、人の嫌がる（敬遠したい）環境の中で敢えて自身が引き受ける態度は社会人として成長していく一歩かなとも思われます。ご苦労様。お年玉を弾むことにしました!

その代わり、遼真を含めて家族が東京へ出かけました。家族全員が東京でお正月を迎えることになり、これはこれで思い出の多いお正月になることでしょう。

(令和8年1月5日〔仕事始め〕 所長 橋本)

